

戦国大名大友氏の水軍家臣末裔に伝わった史料群

「豊後上野家文書」「対馬下田家文書」の紹介と翻刻

Documents on the Navy of Sengoku Daimyo Otomo

KAGE Toshio and ARAKI Kazumori

鹿毛敏夫・荒木和憲

はじめに

国立歴史民俗博物館の二〇一九年度共同利用型共同研究として、「豊後若林家文書」の伝来検討と関連水軍史料との比較（研究代表者・鹿毛敏夫、共同研究者・荒木和憲）が採用された。これは、前年度の同一メンバーによる共同研究「豊後若林家文書」の修正翻刻と総合比較の成果を踏まえての発展的研究である。

本稿では、この共同研究の取り組みにおいて、特に二年次の史料調査で運良く現存と所在を確認することができた学界未紹介史料群を、解読のうえ活字翻刻する。

一 共同研究の目的と経緯

（一）初年度の基礎研究

研究のタイトルにある「豊後若林家文書」とは、豊後国海部郡佐賀郷（大分県佐賀関町）を本貫とする若林家に伝来した中世古文書群である。

現在でも、佐賀郷一尺屋の上浦地区には若林姓が多く見られ、研究史においては、大字瓦崎辺りに同姓の過半が集中し、「センソバカ」（先祖墓）と呼称する石碑が存在することから、同地が中世からの若林氏の屋敷地である可能性が指摘されている^①。

「若林家文書」は、現在、①国立歴史民俗博物館蔵「豊後若林家文書」、②佐賀関町の若林ヤスエ氏旧蔵「若林文書」、③大分市歴史資料館蔵（合澤康就氏旧蔵）「若林文書」の三カ所に別れて所蔵されている。三つの文書群とともに『大分県史料』に活字化されているが、③の合澤氏旧蔵「若林文書」二七点は、昭和三二（一九五七）年刊『大分県史料』一三のなかで、「原本焼失」と誤認して「伊東東氏稿本」に依拠して翻刻したため、数多くの誤刻を含んでいる。また、昭和五八（一九八三）年刊『大分県史料』三五に翻刻された①の国立歴史民俗博物館蔵「豊後若林家文書」八六点にも、誤読・誤植や正文・写関係の誤認が指摘される。

研究の一年目は、三つの文書群の原本調査を実施して『大分県史料』誤刻部分の修正を施すとともに、これまで一括の古文書群として総合的

な調査が行われたことがない三群の史料を統一的に比較調査し、重複文書の正文・写関係进行分析・考察した。また、三文書群のデータを切封や紙質等に注意しながら相互比較し、包紙や礼紙の対応関係の修正も検討した。それらの成果は、平成三〇（二〇一八）年一二月に九州大学で開催された九州史学会大会日本史部会で口頭報告した。また、国立歴史民俗博物館蔵「豊後若林家文書」と大分市歴史資料館蔵「若林家文書」については、『大分県史料』の誤読・誤植の正誤関係がわかるよう工夫して全文の修正翻刻を行い、鹿毛敏夫『戦国大名の海外交易』（勉誠出版、二〇一九年）のなかで第一部第三章「豊後水軍若林家文書の世界」として成果公開した。

（二）二年目の発展的研究

こうした初年度の研究成果を受けて、二年目は、「若林家文書」の伝来系統の分析・解明と、同類水軍関係史料との内容面での比較・検討を目的に、研究を進めた。二つの目的のうち、前者の伝来検討については残念ながら主だった成果をあげることができなかったが、一方で、後者の比較検討では予期せぬ発見にたどり着くことができた。

従来の研究史で、九州豊後の戦国大名大友氏の水軍組織に関しては、一六世紀後半の永禄期に水軍「大将」に任じられた若林鎮興を擁する「若林氏」が主に注目されてきた。若林氏は、古代の海部の歴史と伝統を有する豊後国海部郡を舞台に成長を遂げた海の領主であり、前述のように、佐賀関半島南部で臼杵湾に面した海部郡佐賀郷一尺屋に本貫を有す。しかしながら一方で、多くの水軍衆によって構成されていたと推測される大友水軍に関して、新たに、古代以来、豊後国随一の港町であった佐賀関を本拠とする水軍衆「上野氏」の存在が明らかになってきたのである。同じ海部郡の一尺屋と佐賀関という隣接する港町を本拠とする若林氏と上野氏が、中世から近世にかけていかなる相互関係にあり、また大名

大友氏とはどのような関係性を構築していたのか。同様の水軍史料として上野家に伝わる中世文書群の原本調査を実施し、その内容を分析して若林家文書と比較することの意義は研究史的にみて小さくないと考えられた。

「若林家文書」の比較対象として選定した「上野家文書」は、①二十数点の中世文書と系図類が名称を「下田文書」として対馬の厳原に移動したとされ、②もう一つのまとまりが三点の中世文書と写し・家譜・近世文書類で、大分市佐賀関の末裔に伝来する。これらの文書群はいずれも未翻刻であり、特に①は所在を移動したうえに名称が変わり、②は公開されることがなかったため、これまで研究者から注目されることがない現状であった。

そこで二年目の活動として、東京大学史料編纂所に昭和四三（一九六八）年撮影写真帳³があるものの、その原本が未確認である「豊後上野家文書」（前記①の「下田文書」）について、追跡調査を行って所在を確認する作業から始めることとした。当初、長崎県立対馬歴史民俗資料館を介した問い合わせでは、埼玉県所沢市在住の現当主の話として「旧蔵者（父親）が亡くなり、対馬の旧宅を引き払った際に、母親が文書を島内の希望者に配ってしまい、所沢の現自宅に文書はない」とのことであった。しかしながら、その後、現当主に直接電話連絡を入れて自宅を訪問し、文書群散逸の状況を尋ねるなかで、ご当主が持ち出してこられた紙風呂敷を開くと、二つの束に丸められた中世文書類を確認することができたのである。

現認できた史料は、いずれも上野家に関わる中世文書と系図類に間違いなかった。加えて、下田権左衛門宛て「宗義真知行判物」等二点をはじめとする「対馬下田家文書」と称すべき近世・近代文書類も見つかった。そこで、後日に再訪して、「豊後上野家文書」・「対馬下田家文書」・系図類を、国立歴史民俗博物館共同研究のために借用し、博物館環境下

での熟覧・解説・撮影作業を行って史料返却手続きを済ませた。

二 「豊後上野家文書」の検討

(一) 若林氏と上野氏の比較

中世豊後国の「若林家文書」と「上野家文書」の内容を比較検討し、双方の史料の類似点と相違点を明確化することを目的とした本研究において、以下の諸点が明らかになった。

まず、「若林家文書」の特徴は、一五・一六世紀の同氏が「鯛」「塩鯛」「いか」等の海産物を大友家当主へ贈答し、逆に大名側が「しきあみの」と「敷網の糸」を催促した事例や、若林一族のなかで陸上で占有する土地や屋敷と並んで船が重要な相続財産であった実態、さらに「水居船」と呼称する水上生活船を経営していた状況等、海を基盤とした在地領主制の展開を如実に指摘できる史料の多さである。

一方、「上野家文書」に見える上野氏と歴代大友氏当主との関わりは、一四世紀後半南北朝期の一〇代大友親世から始まり、一五世紀後半の一六代政親と一八代親治、そして一六世紀の義鑑・義鎮（宗麟）・義統（二〇～二二代）におよんでいる。上野氏は、豊後国海部郡白杵庄から佐賀郷にかけての沿海部を本貫とし、海の武士衆として、永祿年間の上野鑑稔が「賊船搦」の活動を大友義鎮から賞されていることは注目できる（後掲「豊後上野家文書」翻刻の16号文書。以下同）。特に、戦国後期に義鎮との主従関係は強固だったようで、相続と官途の「領掌」「存知」を受けた書状も残されている（15号・17号）。「若林家文書」「上野家文書」の双方を比較すると、一五世紀段階に上野氏が掌握していた佐賀郷の「関宮御神領御代官職」（5号）が、その後の経緯を経て、一六世紀末に若林氏の差配に転換されたことも明らかである。

(二) 一五世紀の上野氏による遣明船活動

さらに、若林氏・上野氏双方の存在形態の相違点に着目すると、特に上野氏が、大友氏の水軍組織の一員として豊後国海部郡近海を準備するのみならず、大名水軍の「軍船司」や「軍船惣頭」として、来航明使を護送し、自らも明に渡航する等の、中国大陸におよぶ遣明船活動を担っているところに、大きな特徴を指摘することができる。すなわち、同家「家譜」には、一五世紀の上野義実と孫の政忠、一六世紀半ばの上野統知とその叔父親俊に関して以下の記述がある。

まず、応永三二（一四二五）年生まれの上野政忠については、「同三未年五月十五日、遺跡ヲ継、海部郡番頭兼東海ノ軍船司」との記録が目される。政忠二七歳の宝徳三（一四五二）年に父惟栄の跡を継ぎ、「海部郡番頭兼東海ノ軍船司」になったと言う。このうち、宝徳三年の「東海ノ軍船司」とは、同年に日本から中国に渡った九艘の宝徳度遣明船団のなかで大友親繁が経営した「六号船」の船頭職に他ならない。『笑雲入明記』によると、大友親繁のこの六号船は、享徳二（一四五三）年四月二三日に中国浙江省の港町寧波に入港している。その後、使節団は、六月二日に九万二〇〇斤もの硫黄をはじめとした進貢物を陸揚げし、八月一二日に杭州に移動して、一〇月八日に北京に到着、同一〇日に皇帝拝謁を遂げた。

また、政忠の祖父で至徳三（一三八六）年生まれの上野義実についても、「宝徳之度、佐伯ヨリ軍船之事」との一文があり、宝徳度遣明船団に豊後国佐伯から軍船参加したことがわかる。すなわち、宝徳三年に大友親繁が仕立てて中国に派遣した遣明「六号船」において、上野家の家督を継いだ二七歳の政忠が「軍船司」を務め、祖父で六六歳の義実も軍船に乗り込む等、上野氏が渡航船操船の中心的役割を担っていたのである。

(三) 大友氏の対明外交政策を船で支えた上野氏

大友氏の遣明船派遣における上野氏のこうした機能は、その後の一六世紀にも伝統として引き継がれる。まず、上野統知に関しては、「大内義隆二頼、天文十六末年義隆明ニ公使ノ時、十一歳ニテ随兵」との記述がある。一六世紀前半の西日本で富強を誇った周防の大内義隆が、対抗する細川氏を排除して天文年間の遣明船派遣を独占したことは周知の事実であり、その内実に関しては、天龍寺の塔頭妙智院の住職として入明した策彦周良による『策彦入明記』（「初渡集」「再渡集」）の記録がある。同史料により、策彦周良が副使の立場で入明した天文七（一五三八）年度と、正使として入明した天文一六（一五四七）年度の遣明使節の、中国側との折衝や寧波での日本船団員の行動、運河北上中の見聞、そして北京での皇帝謁見の様子等の全貌が判明する。残念ながらその記録中に上野統知の名は見当たらないが、統知が一歳歳の時に、天文一六年度の遣明使節の一員として寧波に「随兵」したのである。一歳という若年での渡明を可能たらしめたのは、その前世紀から続く「軍船司」としての上野家の高い操船技術であろう。その後、大内氏滅亡とともに統知は豊後に戻り、天正年間の合戦では「海辺ヲ固」める軍功を挙げ、主家大友氏没落後の慶長五（一六〇〇）年に六四歳で没している。

一方、統知の叔父の上野親俊については、「同二年、明朝ノ使来着、軍船惣頭ニ命セラレ、小倉二年番、船ハ白杵ヨリ出ス」との記録がある。この弘治二（一五五六）年の「明朝ノ使」とは、明朝の浙直総督の胡宗憲が、倭寇禁制宣諭のために同年九月に日本に派遣した蔣洲と陳可願を指す。

このように、現下田家に伝わる「豊後上野家文書」や「家譜」類は、中世後期大友氏の水軍家臣団の海上活動を視野に入れた在地領主制の展開を記すのみでなく、西国の守護大名や戦国大名による遣明船派遣や来航明人の受け入れ等の対明外交政策を船で支えた家臣団の活動を証する

貴重な文献史料群と言えよう。これらは、これまで主に福川一徳氏や宇田川武久氏によって描かれてきた豊後の各水軍衆の姿とは全く異なる存在形態である。（以上文責、鹿毛敏夫）

三 「対馬下田家文書」の検討

下田家には中世文書とともに、多くの近世・近代文書、および道具類が伝来する。このうち袋で一括された近世文書（知行判物等）一七通、および関連する近世・近代文書四通を抽出して紹介する。これらの検討をとおして、豊後上野家と対馬下田家との接点を探りたい。

(一) 下田権左衛門について

「対馬下田家文書」の知行判物において、最も古いのは寛文三（一六六三）年に対馬藩三代藩主宗義真（在職一六五六―九二）が下田権左衛門に発給したものである（一号）。権左衛門の初見年代は、少なくとも慶安二（一六四九）年にまで遡る。二代藩主宗義成（在職一六一五―五六）が府中（厳原）の城下にある権左衛門の家屋敷を林治左衛門に下していることから、この時点で既に権左衛門が城下士（府士）であったことがわかる。寛文二（一六六二）年に権左衛門は宗義真から吉村養右衛門の屋敷を下されたが、これを「売払」（「拝領之屋敷払」というかたちで辞退し、その代償として「屋鋪代」を支給されている。⁽⁶⁾

寛文三年正月、先述の知行判物（一号）により、権左衛門は蔵前知行一〇〇石を宛行われた。馬廻格の家の履歴を整理した奉公帳である『御馬廻』二番（内容年代は寛文三年以降）⁽⁷⁾に権左衛門の記載があり、その冒頭に「寛文三年正月、是迄御扶持方被仰付置候処、新知如此被仰付」とあることと符合する。権左衛門は『対馬藩御馬廻分限帳』（内容年代は寛文二年）⁽⁸⁾には記載されていないため、馬廻衆に列せられたのは寛文二年よりも降ることとなる。ただし、藩による家臣の家格の確定作業が

寛文六年頃には完了している⁽⁹⁾ので、権左衛門は寛文三年の「新知」宛行と同時に馬廻衆に加えられたと考えられる。なお、寛文二年まで受給していた「御扶持方」とは、先述の「屋鋪代」に相当するのであろう。

寛文二年から三年にかけての禄制改革によって、馬廻衆（蕃建・真暢・古川の三家を除く）と中小姓衆の地方知行は廃止され、蔵前知行（現銀支給）に移行していたため、権左衛門も蔵前知行を宛行われたわけである。同二年時点における馬廻衆の知行高は、五〇〇石以下二〇〇石以上が三七名、一五〇石以下一〇〇石以上が五四名、一〇〇石未満が三三名というように分布していることから、権左衛門は馬廻衆の中層に位置づけられたといえる⁽¹²⁾。その後、延宝九（天和元、一六八一）年に一三〇石に増加されたが、その内訳は蔵前知行が八〇石、地方知行が五〇石である（2号）。寛文の禄制改革以降も、地方知行と蔵前知行との間で揺らぎがあったことを示している。

こうした待遇面のほかに、権左衛門の職務の一端が窺える事例もある。寛文六年、大浦小左衛門とともに、府中に屋敷を所有しない侍・中間の書立を藩に提出しており、早川新左衛門の屋敷の召し上げにあたっては、「屋敷帳」を根拠として替地を願ひ出ている⁽¹³⁾。このことから、権左衛門が城下の屋敷の配当を職務としていたことがわかる。寛文年間には藩政の確立期であり、都市整備の面では、万治二（一六五九）年に発生した府中大火の復興期と重なる。棧原城の建設をはじめ、棧原城と府中湊をむすぶ道路（馬場筋通）の整備が進むなど、城下と町の再整備が進行していた⁽¹⁴⁾。地方知行の廃止にともなう侍・中間の城下集住も進行しており、屋敷の配当は重要課題となっていたのである⁽¹⁵⁾。

（二）権左衛門と左内との養子縁組

権左衛門は樋口久米右衛門の弟左内を養子に迎えており、左内は延宝六（一六七八）年に宗義真に御目見を許された⁽¹⁶⁾。樋口家も馬廻の家柄で

ある⁽¹⁷⁾。同八年に「部屋住料」一〇〇石を毎年支給され（3号）、同九年には一字を拝領して「真連」と名乗った（4号）。この名字状の包紙上書に「樋口佐左衛門事 下田左内」とあることから、もとは樋口佐左衛門と名乗っていたことがわかる。なお、樋口又右衛門宛の宗義成書状（付2号）が「対馬下田家文書」に含まれるのは、左内の養子縁組にともない、持ち込まれたためであろうか。

天和元（一六八一）年七月、権左衛門の娘が没したことをうけ、左内は「由緒無之候付、其身被差免」との処分を受けた⁽¹⁸⁾。左内は女婿であつたらしい。詳細は未詳であるが、権左衛門の娘が城内に出仕していたからこそ、下田家の部屋住の身である左内に「部屋住料」が特別に支給されていたのであろう。しかし、権左衛門の娘が没したことで、「部屋住料」を受給する「由緒」がなくなり、それを収公されたものと考えられる。しかし、下田家側が「権左衛門親類之内被仰付被下候様」に願ひ出たところ、宗義真に近侍して「刀持御奉公」をしていた一族の藤右衛門が「部屋住料八拾石」を継承することを許され、同年八月に「部屋住之御目見」を済ませている⁽¹⁹⁾。なお、現存する知行判物（5号）によると、「部屋料」は毎年八五石を受給することとなっている。

（三）又兵衛の家督相続と「豊後上野家文書」

天和三（一六八三）年、権左衛門が地方知行分五〇石の蔵前知行への変更を願ひ出たところ、家老連署書状によって蔵前知行一三〇石への変更が認められた（付3号）。その後、貞享二（一六八五）年に権左衛門は家督を藤右衛門の養子又兵衛に譲り、又兵衛は同年五月に蔵前一三〇石の知行判物（6号）を受給した。又兵衛は「伯父」権左衛門から家督を譲られたと記録されているので、兄の権左衛門が家督、弟の藤右衛門が部屋住という関係であったことがわかる。先述のように、権左衛門の養子である左内が部屋住の身であったが、それを停止されたことをうけ、

代わりに弟の藤右衛門が部屋住の身として藩に出仕していたことになる。家督の相続権は、左内から藤右衛門ないしはその養子又兵衛に移ったものと考えられる。

貞享四（一六八七）年成立の『馬廻御判物帳』⁽²²⁾五には、又兵衛の所持文書として、知行判物四通、すなわち権左衛門宛（1号・2号）、藤右衛門宛（5号）、又兵衛宛（6号）のものが収録されている。おそらく藤右衛門が天和元（一六八一）年から貞享二（一六八五）年までの間に没していたため、権左衛門は又兵衛に家督を譲ったのであろう。こうして又兵衛は義理の伯父権左衛門と義父藤右衛門の受給文書を承継したのである。なお、左内宛の判物（3号）は藩に提出されなかったためか、『馬廻御判物帳』五には収録されていない。

ここで問題としたいのが又兵衛の素性である。先述の『御馬廻』二番（奉公帳）によると、藤右衛門は「上野貞吉」を養子に迎え、その貞吉が「下田又兵衛」（のち権左衛門）を名乗ったとある。これは藩が公式に把握していた事項であるから、下田家と上野家との確実な接点はここに求めるべきである。すなわち、この上野貞吉こそが豊後上野家の末裔であり、対馬藩の馬廻格の家柄である下田家に養子として入り、同家の家督を相続したと考えられるのである。「豊後上野家文書」は、上野貞吉によって下田家にもたらされたのであろう。

【図1】文書・記録類から復元される下田氏の系譜



※丸囲み数字は権左衛門を起点とした家督継承順

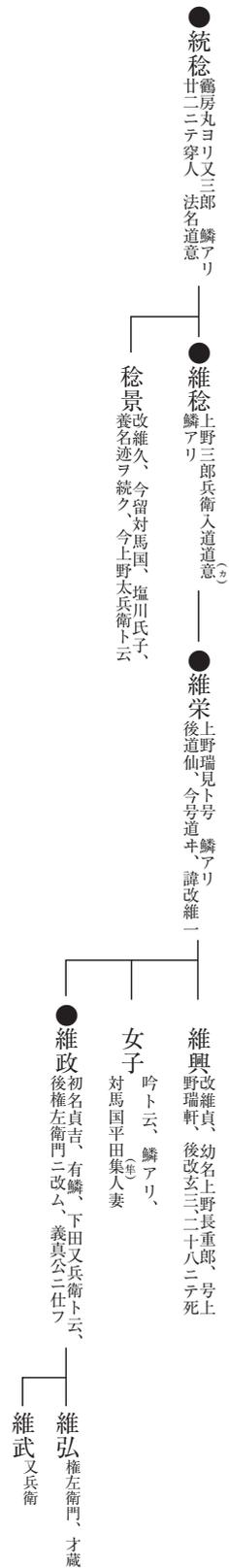
(四) 下田家の系譜

文書・記録類からの復元 ここまで検討してきた系譜関係を整理するとともに、歴代の知行判物（7〜16号）および関連文書（17号・付4号）にもとづき初代権左衛門以降の家督を示せば、【図1】のとおりである。幕末期の寛右衛門に至るまで知行高に増減はない。元禄一五（一七〇二）年に大蔵が受給した宗義方知行判物（7号）は、貞享二（一六八五）年の「先判」、すなわち宗義真の知行判物（6号）の内容を踏襲したものである。以後、この形式の知行判物を藩主の代替わりごとに受給することが慣例となっている（8〜16号）。

なお、「対馬下田家文書」には宗義智仮名実名宛行状（付1号）も含まれるが、先述の『馬廻御判物帳』五には収録されていない。宛所が裁断されており、各種の「宗家御判物写」にも収録されていないため、本来の所持者は未詳である。下田家が初代藩主宗義智（在職一五八〇〜一六一五）の代からの譜代家臣であることを主張するため、ある時期に他家から入手した文書の宛所を裁断し、「対馬下田家文書」のなかに編入した可能性もある。ただし、系図類には義智の代から召し抱えられていたとする記述はなく、当該文書が積極的に利用された形跡もない。

家伝系図の検討 「対馬下田家文書」には、近世から近現代にかけて作成された数系統の系図の清書本・草稿本が含まれる。内容年代と料紙・筆跡に鑑みれば、系統A（近世中期頃）、系統B（近世後期）、系統C（明治期）に大別される。

【図2】下田家系図（系統A・清書本、一部抄出）



※「●」は家督継承者であることを示す朱点

系統Aの清書本は「緒方氏系（下田氏実系）／人皇五十六代貞観二（庚辰）年大神姓始／大神姓系図 家紋古三ツ鱗」との表題をもつもので、初代《大藤維基》から数えて三〇代にあたる上野統稔（鶴房丸）、そして三三代の《維政》と二人の子息《維弘》《維武》までを記す（系図によってのみ知られる実名は《》で示す）。統稔以降の世代の主要人物を抄出すれば、【図2】のとおりである。

系統Aは、豊後上野家の末裔である上野貞吉《維政》（【図1】②に相当）が対馬に移住し、三代義真に仕え、下田家をなしたとする系図である。清書本にみえる「初名貞吉、有鱗、下田又兵衛ト云、後権左衛門ニ改ム、義真公ニ仕フ」との注記は、前出の『御馬廻』二番に記載された上野貞吉（下田又兵衛）の履歴情報を落とし込んだものとみられる。しかし、先述のとおり、上野貞吉（下田又兵衛）の義理の伯父下田権左衛門（【図1】①）が既に二代義成の代から仕官しているので、系図の情報信頼することはできない。

そもそも、対馬藩の馬廻衆（上士）は中世以来の譜代家臣（直臣）がほとんどを占めており、大小姓衆（中士）・歩行衆（下士）となった譜代家臣も多い。万治三（一六六〇）年以降、藩内諸家に伝わる「御旧判物」（宗氏歴代の発給文書）の調査が実施され、それぞれの家の由緒と

知行所持の正統性が吟味されており、この事業は延宝二（一六七四）年と貞享四（一六八七）年の「書上」として結実する。いわゆる「宗家御判物写」の成立であり、前出の『馬廻御判物帳』はその一種である。こうした万治・寛文年間以降の藩内情勢にあつて、外様である豊後上野家の末裔が仕官し、かつ馬廻衆に加わったとは考えがたいのである。

系統Bは、下田家の始祖を「中将」なる女性に求める。「中将」は豆殿下田家の出身であり（豆殿は対馬南部の地名）、二代宗義成に勤仕し、三代宗義真の乳母でもあったという。また、系統Cは、「中将」の夫、すなわち下田家の女婿が権左衛門（【図1】①に相当）であったとする。系統B・Cは、下田家が対馬在来の家であるとする点で一致する。とりわけ、系統Cは権左衛門の活動年代を二代義成の治世としており、このことは文書・記録類と一致する。「中将」の実在については不明と言わざるをえないが、先述のような、権左衛門の娘とその夫（女婿）の左内との関係が投影されている可能性もある。

このように、系統B・Cが主として対馬下田家側の系図・伝承をもとに形成されたのに対して、系統Aは豊後上野家側の系図・伝承と「豊後上野家文書」をベースとして、対馬下田家側の系図・伝承を加味したものと見える。したがって、権左衛門（【図1】①）の出自に関しては、

それぞれの系図に含まれる特徴的な要素に着目し、これを文書・記録類から復元される情報と対照しながら推測していくほかない。

権左衛門の出自 権左衛門が宗義成の代に召し抱えられた背景として、家老格である平田家との関係が想定される。系統Aは《維政》Ⅱ又兵衛の姉が「平田隼人」に嫁したとしている〔図2〕。「平田隼人」とは平田隼人佐（隼之允）成喬のことで、寛文年間（一六六一―七二）には杉村采女と並び、馬廻衆最大の五〇〇石を知行した大身の家臣である⁽²⁷⁾。一方、系統Bは権左衛門が下田家の女婿となった経緯について、「年中二由縁二依テ、平田将監成幸家ニ来テ、下田家為養子」とし、平田将監成幸の計らいであったとする。「平田将監」は平田隼人と同時代の人物であり、寛文三年頃に四五〇石を知行した大身の家臣である。したがって、権左衛門は平田家の斡旋で宗義成の代に召し抱えられたのではないか、という見通しが得られる。

ここで注目したいのは、宗義成の代に杉村采女の「頼込み」（斡旋）によって「田舎」住まいの者が城下士として召し抱えられていたことである⁽²⁹⁾。「田舎」とは府中に対置される語で、郷村を意味する。類推すれば、「田舎」住まいの権左衛門が城下士として召し抱えられるよう、平田隼人または平田将監が斡旋したのであろう。系統B・Cが豆酩下田家に出自を求めていることからすると、権左衛門は豆酩郡内の在地被官（在郷給人）の家の出自であったと考えられる。

宗義成の代は、いまだ藩内諸家の家格確定作業が進捗していない時期であるから、平田隼人・平田将監や杉村采女のような大身の家臣が、城下士の召し抱えを斡旋する余地が残されていたと考えられるのである。中世以来の譜代家臣ではない権左衛門が馬廻衆（上士）に加えられた理由は判然としないが、何らかの大功に報いる措置であろうか⁽³⁰⁾。あるいは、妻「中将」の出自・地位が影響していたのかもしれない。

(五) 下田家文書の伝存

対馬において家文書が伝来する旧家が多いことはよく知られているが⁽³¹⁾、その大部分は在郷給人の家に伝来したもので、府中（厳原）に住した城下士（馬廻・大小姓・歩行）や商人などの家文書はほとんど確認することができない。廃藩置県後の社会変動によって、城下の士族・商家の多くが対馬から離散し、文書・道具類が散逸したことが想定されるわけであるが、それに対して下田家は近代対馬において重要な位置を占めることとなった。

下田淳太郎は、明治三（一八七〇）年頃に藩校思文館の御書物取調御用勤であったが⁽³³⁾、廃藩置県を経て宗伯爵家の家令となったようで、同二年には旧藩主宗義和から復古的な名字状（17号）と名字書出（付4号）を拝領して「和寧」と名乗っている。

「宗家文庫史料」の近代文書群のなかには、淳太郎が同二六年頃から昭和七（一九三二）年頃にかけて家令間で往復した宗家の法要・会計等に関する書簡が含まれている⁽³⁴⁾。また、県社小茂田浜神社の社司として⁽³⁵⁾、明治二八（一八九五）年から同三〇年にかけて、「従三位様御例祭」（文永の役で討死した宗資国の顕彰事業の一環としての例祭）に関する書簡を往復しており、大正一〇（一九二二）年には同社の別格官幣社への昇格を帝国議会に請願して可決されている⁽³⁷⁾。

このように、淳太郎が宗伯爵家の家令および小茂田浜神社の社司としての地位を得て、対馬に根ざした活動をつづけたため、家伝の文書・道具類は散逸することなく保存されつづけたのである⁽³⁸⁾。「対馬下田家文書」は馬廻格の家文書の稀少な伝存例として評価することができる。

（以上文責、荒木和憲）

四 翻刻

ここでは、下田家所蔵史料を、「豊後上野家文書」と「対馬下田家文書」に分けて、それぞれを翻刻する。

(一)「豊後上野家文書」の翻刻

〔凡例〕

- 一、「上野家文書」の中世文書を翻刻したものである。
- 一、文書の配列は、当該文書に付されていた既存番号に従った。そのため、年代順にはなっていない。
- 一、文書の番号は、表の番号に対応する。
- 一、翻刻の字体は、常用漢字を基本とした。
- 一、本文は追い込みでの表示を基本とした。
- 一、欠損・摩滅は、その字数を□で示し、字数が不明な場合は「」で示した。
- 一、判読の便宜のため、最小限の読点・中点を施した。
- 一、年月日・差出人・宛名の位置関係については、原文の体裁を尊重した。

1 上野親俊置文

親俊千年の後、いまのふち人・さいほう以下、つるはう丸一ゑん
 しんたいたるへく候、しせん同名中万一とかくの儀候ハ、此せうせき
 をもてくかいへひろめ申、上意をうけ申へき也、以後におひてすこし
 もたのさまだけあるまじきための状、如件、

遠江守

文亀二年^{ミツのへ}いぬの八月廿五日

親俊(花押)

2 吉弘鑑加等連署請取状

上野掃部助方進上候黄金式両、慥請取申所、如件、

天文十七

志賀伊賀守

正月廿一日

親定(花押)

白杵美濃守

鑑増(花押)

吉弘肥前守

鑑加(花押)

市河伯耆守殿

3 某書状

親父掃部「」任相統之「」相違候「」

卯「」

上野鶴房殿

4 大友政親書状

ひき網之事申候、したて給候、令悦喜候、毎々むつかしき用所共申候、
 無心にこそ候へ、仍先日承候点役の事、まことの正直たてにてこそ候へ、
 多年辛勞之辻、少分の領知、かへ進之候事、如何候条、万雑公事さしを
 き候、其心を急候事候、恐々謹言、

三月五日

政親(花押)

(裏紙切封ウハ書)

「(墨引)

上野遠江守殿

政親「

5 大友政親書状

名字之知拾七貫分、志生木村参拾参貫分、関宮御神領御代官職、同当

郷役職之事、任代々之旨、其成敗、不可有領掌相違候、無申到候、至御神領取次者如何、例式之儀、併可為冥加候、可被得其意候、恐々謹言、

三月廿五日

政親(花押)

上野遠江守殿

(奥切封)

〔墨引〕

6 大友政親書状案

如先祖之、尾形与名乗可申之旨、心得申候、連々奉公令感心候、追而知行所あき候ハ、可申付候間、可被得其意候、恐々謹言、

政親(花押影)

尾形掃部介殿

7 大友親治書状

称名寺仏殿勸進のために、当月中ニ於寺家、町之者之子共、^(大人)おれの申合候、彼能衆、事外無衣裳事候、その小^(袖)そてあわせ、同^(金打)きうちさめの刀、^(唐衣)とうきぬ、こは^(小袴)かまの間、かし給候者、可悦喜可申候、憑存候、やかて⁽⁾くもたせ可給候、恐々謹言、

十月廿五日

親治(花押)

上野鶴房丸殿

8 裏紙

(切封ウハ書)

〔墨引〕

上野遠江守殿

親治

○23号文書の裏紙である。

9 大友義親(義長)書状

一跡相統、鶴房丸之事、承候、しかるへく候、仍ゆ^(譲)つり状判形之事、承候間、進之候、於以後も、親類中^(遠乱)いらんの儀あるましく候事候、恐々謹言、

(異筆)

〔文亀二年〕

二月十一日

義親(花押)

上野遠江守殿

10 大友義親(義長)書状案

鶴房丸へ一跡相^(統)□召加判形候間、□来、親類中^(遠カ)□乱有間^(歌)□候間、安□可然候、又三郎事□手柄代々尤二候へ□、可為当国之勇士候、何と而^(尾方)氣万取給哉、尤二候、恐々謹言、

義親(花押影)

尾形遠江守殿

11 大友義鑑書状

〔物志〕近々張行候、〔^(タカ)以前馳走候竹、〔^(タカ)損候、急度可□申付事、肝要候、□□謹言、

□月廿七日

義鑑(花押)

□□掃部助殿

12 大友義鑑書状

猶々、於自身出張者、堺目其外、爰元覚悟等可入候哉、是又相談肝要候、

以前以面如申候、肥後陣衆、難有在陣之由、其間候、於于今者、自身以出張、隈本退治之外、不可有之候哉、此等之儀、至陣衆能々入魂専一候、恐々謹言、

五月廿五日

義鑑（花押）

上野掃部助殿

17 大友宗麟官途状

（端裏切封）

「（墨引）」

掃部助所望之由、可存知候、恐々謹言、

六月廿八日

宗麟（花押）

13 大友親敦（義鑑）書状

佐賀郷之内、瑞龍^{（寺名）}□再興之事、承候、令存知候、然者、三年之間、彼寺領等以所勘、其拵肝要候、於後々年者、可被止綺候、恐々謹言、

十二月十二日

親敦（花押）

上野掃部助殿

18 大友義統書状

（端裏切封）

「（墨引）」

為八朔祝儀、太刀一腰^并兩種、送給候、祝着候、從是茂、一振進之候、

寔嘉例計候、恐々謹言、

（天正十三年）
八月一日

義統（朱印）

上野遠江守殿

（切封ウハ書）

「（墨引）」

上野掃部助殿

○16号文書の裏紙カ。

宗麟

15 大友義鎮書状

親父掃部助鑑稔一跡之事、任相統之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

卯月十五日

義鎮（花押）

上野又三郎殿

「上野遠江守殿

（封紙ウハ書）
（端裏切封）

義統

16 大友宗麟書状

鑑稔在所、就海邊、賊船擗等之儀、堅被申付之由、承候、案中候、雖無申迄候、弥無緩覚悟、專要候、出張之事者、依表陣様躰、追而可成下知候、為存知候、恐々謹言、

（永祿五年）
六月十八日

宗麟（花押）

上野掃部助殿

上野遠江守殿

字目表巷説、無止事候、然者、其方事、曲刻氣分被相煩候、無是非候、併少茂於快気者、至字目被罷越、各同前、朝日岳勤番肝要候、被得其意、聊不可有油断之儀候、恐々謹言、

（天正十三年）
九月十一日

義統（朱印）

20 大友義統書状

極楽寺并塔頭妙興寺之事、可有寺務之由、既以判形申談候上者、向後不可有相違候、然者、妙興寺陣夫不動、太不可然候、塔頭領之儀、永々可有所勸之条、無懈怠、御馳走專一候、毎時瑞齋喝食以相談、可被遂其節候、恐々謹言、

二月十三日

義統(花押)

万寿寺

春齋西堂

21 大友吉統(義統)書状

於今度高麗国、最前已來、遂在陣、別而軍旁、殊折々分捕高名并被疵粉骨之次第、感悦無極候、弥可励馳走事、肝要候、必帰朝之刻、何様可賀之候、恐々謹言、

□月九日
(文禄二年)

吉統(花押)

22 大友義統書状

当春出勢之儀、堺目内略、相調次第、不日可差立覚悟候、聊無油断、出張之支度專一候、誠累年之在陣軍旁、雖無尽期候、为国家候条、此節之事、別而可預馳走事、可為祝着候、猶重々可申候、恐々謹言、

閏正月九日
(天正十年)

義統(花押)

上野遠江守

23 大友親治書状

得永伊賀守所及書状、委細披見候、仍あかの二おひて申合候儀、(儀)はうきやく(儀)のきなく候、内々其心を得候、在府までもなく候、我等内心の通、伊賀守可申候、恐々謹言、

七月十一日

親治(花押)

24 志賀道輝(親守)書状

就上野鎮栄肥州知行分之儀、御証判、其外彼是之証文、預披見候、此時者、新地之非被申事「(儀)□」進退無一着内、誠雖鹿相之様候、自然従何方茂、言上之方候之而者、如何敷候之条、致上聞、度々通被申候様躰、銘々以御談合、御披露專一存候、細碎直可被達候間、閣筆候、恐々謹言、

三月廿四日

道輝(花押)

宗鉄(浦上)

御申給へ

25 宗巴書状

「(墨引)」

前日者、就題目之儀、為御使者、遠方迄蒙仰候、御辛勞、不及申候、結局重畳預御書音候、具令披見候、昨日、従是茂、弟候右京亮、至宗歴(朽網)・(田原)紹忍、進候間、御兩人迄、重而可申入候哉、然者、立直之当毛并下地誘以下之儀、一着之間、可差待之由候条、不可有變化候、夫付而、一兩日中、重々可申入覚悟候間、憲法二被成御分別候様二、御取合頼存候、猶期後音之時候、恐々謹言、

五月廿九日

宗巴(花押)

勢家撰津介殿

椋殿寺

御報

26 紹奕等連署書状

御曹子様御百日調之儀、至佐賀郷、就被 仰付候、御免許衆江、去春被

(端裏切封)

成 御書候、可有馳走之由言上、御祝着之由候、俄之依御出張ニ、調納于今被差延候、然者、彼御費用之儀、従 上被 召次被成御調候之条、急度可有進納之由、稠可申旨候、聊不可有御油断候、恐々謹言、

六月十一日

宗泰 (花押)

鎮利 (花押)

紹奕 (花押)

上野掃部助殿

御宿所

27 大友氏奉行人連署書状

(端裏切封)

「(墨引)」

就至佐賀郷御土圀廻屏之儀、被 仰付候、御免許以着到、従役所言上之趣、遂披露候之処、御領地分諸点役、雖御宥免儀候、為 御所望御馳走、可為 御祝着由、以 御書被 仰出候、被宥御免許之首尾候之間、直早速御勤役專要候、聊不可有御油断之儀候、恐々謹言、

十一月十五日

鑑久 (花押)

鶴原兵部少輔

鑑光 (花押)

小佐井藤内兵衛尉

鎮永 (花押)

一万田民部少輔

鑑林 (花押)

怒留湯主殿助

鑑貞 (花押)

鑑種 (花押)

上野掃部助殿

御宿所

28 封紙

(切封ウハ書)

「(墨引)」

古庄右近允

今村主馬允

鎮加

まいる 御宿所

」

上野掃部助殿

29 某覚書

先祖

尾形三郎維義、九州一統ス、然共、右大将頼朝公舍弟九郎義経ニ此維義同心故、牢人ス、千葉介常胤ニ預ケ玉フ、然共、維義依為名将、常胤聳ニ取テ沼田庄ヲ讓、此維義ニ子氏数多有氏皆僧などニ成ル、此常胤腹ノ息尾形又三郎義胤、為嫡子、大友直与力ニ付、豊州下向ス、厥後子孫次第ニ武道以手柄、知行ヲ拝領ス、知行所之次第荒々書付申候、

不同

(後欠カ)

(二)「対馬下田家文書」の翻刻

〔凡例〕

- 一、「下田家文書」の近世・近代文書のうち、袋で一括される知行判物等を抽出して翻刻したものである。
- 二、文書の配列は、当該文書に付されていた既存番号に従った。そのため、年代順にはなっていない。
- 一、文書の番号は、表の番号に対応する。
- 一、付載文書として、袋一括外の四通を翻刻した。
- 一、翻刻の字体は、常用漢字を基本とした。
- 一、本文は追い込みでの表示を基本とした。
- 一、判読の便宜のため、最小限の読点・中点を施した。
- 一、年月日・差出人・宛名の位置関係については、原文の体裁を尊重した。

1 宗義真知行判物

宛行所領之事

高百石

右、蔵前二而遣之候、全可知行状如件、

寛文三年

卯

正月晦日義真(花押)

下田権左衛門とのへ

2 宗義真知行判物

宛行所領之事

高百三拾石

内五拾石者、於佐須郡之内間敷・村付・坪付別紙有之、
同八拾石者、於蔵前遣之候、全可令知行之状如件、
延宝九辛酉年

正月元日義真(花押)

下田権左衛門とのへ

3 宗義真知行判物

高百石

右、今度為部屋住料、毎歳於蔵前遣之者也、仍状如件、

延宝八庚申年

十二月十三日義真(花押)

下田左内とのへ

(包紙ウハ書)

〔延宝八庚申年

義真様

為部屋住料、新知百石拝領之御判物

十二月十三日

」

4 宗義真名字状

一字之事、真連与遣之者也、仍而如件、

延宝九辛酉年

五月廿六日義真(花押)

下田左内とのへ

(包紙ウハ書)

〔延宝九辛酉年五月廿六日 義真様より御一字拝領御判物

樋口佐左衛門事

下田左内

五月朔日方誠(花押)

下田大蔵とのへ

5 宗義真知行判物

高八拾五石

右、為部屋料、毎歳遣之者也、仍状如件、

延宝九^{辛酉}年

八月朔日義真(花押)

下田藤右衛門とのへ

9 宗義如知行判物

高百三拾石

右、享保四年任先判之旨、不可有相違之状如件、

享保十八^{癸丑}年

九月十五日義如(花押)

下田権左衛門とのへ

6 宗義真知行判物

高百三拾石

右、於蔵前遣之者也、仍繼目之状如件、

貞享式^{乙丑}年

五月十五日義真(花押)

下田又兵衛とのへ

10 宗義蕃知行判物

高百三拾石

右、享保十八年任先判之旨、不可有相違之状如件、

宝曆二^{甲壬}年

十一月十五日義蕃(花押)

下田官吾とのへ

7 宗義方知行判物

高百三拾石

右、貞享二年任先判之旨、不可有相違之状如件、

元禄十五^{壬午}年

十一月九日義方(花押)

下田大蔵とのへ

11 宗義暢知行判物

高百三拾石

右、宝曆二年任先判之旨、不可有相違之状如件、

宝曆十二^{壬午}年

九月十一日義暢(花押)

下田六左衛門とのへ

8 宗方誠知行判物

高百參拾石

右、元禄十五年任先判之旨、不可有相違之状如件、

享保四^{亥己}年

12 宗義功知行判物

高百三拾石

右、宝曆十二年任先判之旨、不可有相違之状如件、

安永七^戌年

七月九日 義功（花押）

下田六左衛門とのへ

右、天保十四年任先判之旨、不可有相違之状如件、
文久三^癸年

九月十五日 義達（花押）

下田寛右衛門とのへ

13 宗義賢知行判物

高百三拾石

右、安永七年任先判之旨、不可有相違之状如件、
文化十四^丁年

七月十八日 義質（花押）

下田三郎兵衛とのへ

17 宗義和名字状

一字之事、和寧与遣之者也、仍状如件、
明治廿一^子年

二月廿六日 義和（花押）

下田淳太郎とのへ

14 宗義章知行判物

高百三拾石

右、文化十四年任先判之旨、不可有相違之状如件、
天保十一^子年

四月八日 義章（花押）

下田泰次郎とのへ

付1 宗義智仮名実名宛行状

喜三郎^并智頼之事、依望申、下遣者也、仍如件、
慶長四年

七月十八日 義智（花押）

○宛所は裁断されている。

15 宗義和知行判物

高百三拾石

右、天保十一年任先判之旨、不可有相違之状如件、
天保十四^癸年

二月十五日 義和（花押）

下田泰次郎とのへ

付2 宗義成書状

一筆申遣候、此方事、道中無為、去ル十日当地参着候、同十二日
上使被為下、忝仕合ニ候、同十九日
御前首尾能

御目見相済候間、心安可存候、其元諸事之差引、無油断可申付者也、
七月廿二日 義成（花押）

樋口又右衛門とのへ

16 宗義達知行判物

高百三拾石

付3 対馬藩家老連署書状

貴殿知行之内五十石、於佐須郡之内被成下之旨、延宝九年正月元日之御判物雖有之候、今度願二付、不殘於御藏前被下之候、此段依御意、如此候、恐々謹言、

天和三癸年

平田直右衛門

十一月十五日

真賢 (花押)

多田与左衛門

真重 (花押)

樋口孫左衛門

成尚 (花押)

大浦忠左衛門

成勝 (花押)

杉村伊織

真頼 (花押)

平田隼人

真幸 (花押)

下田権左衛門殿

付4 宗義和名字書出

和寧

下田淳太郎殿

註

- (1) 小島道裕「豊後若林家文書の世界」(国立歴史民俗博物館「中世の武家文書」、一九八九年)。
 (2) このうち二点の中世文書については、鹿毛敏夫「九州における水軍の活動と戦国大名の『海城』政策―上野家文書と丹生島城―」(『城郭史研究』三八、二〇一九年)で翻刻・解説のうえ、史的意義を説明しているので、参照されたい。

- (3) 『対馬古文書』三〇「下田文書」。同写真帳には、昭和四三(一九六八)年七月一日付けで「長崎県下県郡厳原町日吉下田稔所蔵 国士館大学撮影フィルム借用引伸す」との付記がある。
 (4) 例えば、福川一徳「豊後水軍についての一考察」(『九州中世史研究』三、一九八二年)や、宇田川武久「戦国大名大友氏の水軍編成」(『日本史学論集』下、一九八三年)。
 (5) 宗家文庫史料「屋鋪方 附役共」(『厳原町誌』史料編二、一九九七年)。
 (6) 前掲註(5)「屋鋪方」。
 (7) 「下田家文書」には明治三十八年に下田淳太郎が「宗家御小屋」(いわゆる宗家文庫)で閲覧し、罫紙(罫帳)に書写した寛文三年「御馬廻」(表御書札方、二番)の抄本が含まれている。その原本は宗家文庫に現存するが(整理番号・記録類二・与頭・B・一一一)、本稿では抄本によることとする。
 (8) 権左衛門は寛文二年の「対馬藩御馬廻分限帳」(東京大学史料編纂所蔵写本、請求記号四一四三―七三)には記載されていないが、前掲の寛文三年「御馬廻」において記載がある。
 (9) 『長崎県史』藩政編(吉川弘文館、一九七三年)第三章第二節。
 (10) 前掲註(9)第三章第二節。
 (11) 前掲註(9)第三章第二節。なお、知行判物では石高表示が踏襲されるが、前掲註(8)「対馬藩御馬廻分限帳」では銀高表示となっている。
 (12) 寛文二年段階で下田権左衛門は馬廻衆に列せられてはいない。
 (13) 前掲註(5)「屋鋪方」。
 (14) 『日本歴史地名大系』長崎県(平凡社、二〇〇一年)の「府中城跡・棧原城跡」の項などを参照。
 (15) 前掲註(9)第三章第五節参照。
 (16) 前掲註(7)「御馬廻」抄本。
 (17) 前掲註(8)「対馬藩御馬廻分限帳」には、樋口吉左衛門・樋口惣太郎・樋口孫左衛門の三名がみえる。
 (18) 前掲註(7)「御馬廻」抄本。
 (19) 前掲註(7)「御馬廻」抄本。
 (20) 前掲註(7)「御馬廻」抄本。
 (21) 前掲註(7)「御馬廻」抄本。
 (22) 「対馬島宗家文書」(韓国国史編纂委員会保管、整理番号三九八六)。
 (23) 荒木和憲「中世対馬宗氏領国と朝鮮」(山川出版社、二〇〇七年)。
 (24) 前掲註(9)第三章第二節。
 (25) 「宗家御判物写」については、佐伯弘次「対馬宗家文書の中世史料」(『九州文化史研究所紀要』四四、二〇〇〇年)、および前掲註(23)荒木著書・巻末付録

表 1 豊後上野家文書目録

貯存番号	年号	年	西暦	月	日	文書名	差出	宛所	法量(縦)	法量(横)	紙数	紙質	形態	備考
1	文亀	2	1502	8	25	上野親俊置文	遠江守親俊(花押)		27.6	37.7	1	楮紙	縦紙	
2	天文	17	1548	1	21	吉弘鑑加等連署請取状	吉弘肥前守鑑加(花押)・臼杵美濃守鑑増(花押)・志賀伊賀守親定(花押)	市河伯香守殿	25.0	27.8	1	楮紙	切紙	
3				4		集書状	[]	上野鶴房殿	23.4	42.9	1	楮紙	縦紙	
4				3	5	大友政親書状	政親(花押)	(上野遠江守殿)	(本紙) 26.1 (裏紙) 26.1	(本紙) 44.8 (裏紙) 44.2	2	楮紙	縦紙	本紙：袖切封 裏紙：奥封、同裏書「上野遠江守殿 政親」, 同裏書「墨引」]
5				3	25	大友政親書状	政親(花押)	上野遠江守殿	26.2	41.1	1	楮紙	縦紙	堅の中折(袖切封、奥墨引)
6						大友政親書状案	政親(花押影)	尾形掃部介殿	30.8	45.5	1	楮紙	縦紙	年月日なし
7				10	25	大友親治書状	親治(花押)	上野鶴房丸殿	26.7	40.3	1	楮紙	縦紙	
8						裏紙	(親治)	(上野遠江守殿)	27.6	48.0	1	楮紙	縦紙	No.23大友親治書状の裏紙、封表書「上野遠江守殿 親治」, 同裏書「墨引」]
9	[文亀]	[2]	1502	2	11	大友義親(義長)書状	義親(花押)	上野遠江守殿	28.1	45.0	1	楮紙	縦紙	付年号(異筆)、切封、墨引なし(裏紙欠カ)
10						大友義親(義長)書状案	義親(花押影)	尾形遠江守殿	28.5	47.4	1	楮紙	縦紙	
11					27	大友義鑑書状	義鑑(花押)	[] 掃部助殿	20.4	40.2	1	楮紙	縦紙	花押：3の4型(天文2～17年)
12				5	25	大友義鑑書状	義鑑(花押)	上野掃部助殿	17.3	40.3	1	楮紙	切紙	花押：3の4型(天文2～17年)
13				12	12	大友親敦(義鑑)書状	親敦(花押)	上野掃部助殿	24.9	41.1	1	楮紙	縦紙	切封、墨引なし(裏紙欠カ)、花押：2の6型(永正17～大永3年)
14						裏紙	(宗麟)	(上野掃部助殿)	27.2	43.8	1	楮紙	縦紙	封表書「上野掃部助殿 宗麟」, 同裏書「(墨引)」, No.16大友宗麟書状の裏紙カ
15				4	15	大友義鎮書状	義鎮(花押)	上野又三郎殿	27.2	44.3	1	楮紙	縦紙	花押：5型(天文22年閏正月1日～永禄5年6月15日)
16	[永禄]	[5]	1562	6	18	大友宗麟書状	宗麟(花押)	上野掃部助殿	27.3	43.0	1	楮紙	縦紙	花押：6型(永禄5年6月15日～12月27日)
17				6	28	大友宗麟官途状	宗麟(花押)	上野又三郎殿	26.2	39.7	1	楮紙	縦紙	切封墨引、花押：7型(永禄5年12月28日～天正6年2月3日)
18	[天正]	[13]	1585	8	1	大友義統書状	義統(朱印)	上野遠江守殿	24.1	36.7	1	楮紙	縦紙	切封墨引、重麻朱文方印(印文「忘機子」, 天正13年4月26日～9月25日)

既存番号	年号	年	西暦	月	日	文書名	差出	宛所	法量(縦)	法量(横)	紙数	紙質	形態	備考
19	[天正]	[13]	1585	9	11	大友義統書状	義統(朱印)	上野遠江守殿	128	49.3	1	斐紙	切紙	切封墨引、封紙あり(法量22.9×7.9)、同表書「上野遠江守殿義統」重彫朱文方印(印文「忘機子」,天正13年4月26日～9月25日)
20				2	13	大友義統書状	義統(花押)	万寿寺 春寄西堂	20.9	40.0	1	楮紙	縦紙	切封、墨引なし(裏紙欠カ)、花押:5の4型(天正11年正月～12年11月20日)
21	[文祿]	[2]	1593	□	9	大友吉統(義統)書状	吉統(花押)		16.6	53.8	1	楮紙	切紙	宛所裁断、花押:8の3型(文祿2年4月～閏9月)
22	[天正]	[11]	1583	閏1	9	大友義統書状	義統(花押)	上野遠江守	24.4	37.0	1	楮紙	縦紙	花押:5の4型(天正11年正月～12年11月20日)
23				7	11	大友親治書状	親治(花押)		27.4	47.8	1	楮紙	縦紙	切封、No.8裏紙に対応
24				3	24	志賀道輝(親守)書状	道輝(花押)	宗殊(浦上)御申給へ	24.1	39.1	1	楮紙	縦紙	切封、墨引なし(裏紙欠カ)
25				5	29	宗巴書状	宗巴(花押)	勢家撰津介殿・稜波寺 御報	15.8	39.0	1	楮紙	切紙	切封墨引
26				6	11	紹奕等連署書状	紹奕(花押)・鎮利(花押)・宗泰(花押)	上野掃部助殿御宿所	23.4	37.5	1	楮紙	縦紙	切封、裏紙墨引(裏紙欠)
27	[天正]	[1]	1573	11	15	大友氏奉行人連署書状	鑑種(足田)(花押)・怒留湯主殿助鑑貞(花押)・一万田民部少輔鑑林(花押)・小佐井藤内兵衛尉鎮永(花押)・鶴原兵部少輔鑑光(花押)・鑑久(花押)	上野掃部助殿御宿所	(1) 27.5 (2) 27.5	(1) 42.4 (2) 19.7	2	楮紙	縦紙	切封墨引、同類文書(「田北梅三郎文書」6『大分県史料』13その他)より比定可
28						封紙	(古庄右近允・今村主馬允鎮加)	(上野掃部助殿まいる御宿所)	23.7	17.8	—	楮紙	切紙	切封、表書「上野掃部助殿まいる御宿所 裏書「墨引」古庄右近允 今村主馬允」
29						某覚書			26.8	25.0	1	楮紙	切紙	

※備考欄の花押・朱印の編年は、福川一徳「戦国期大友氏の花押・印章編年考」(八木直樹編著『豊後大友氏』戎光祥出版、2014年、初出1989年)に拠る。

表2 対馬下田家文書目録

既存 番号	年号	年	西暦	月	日	文書名	差出	宛所	法量(縦)	法量(横)	紙数	紙質	形態	備考
1	寛文	3	1663	1	晦	宗義真知行判物	義真(花押)	下田権左衛門とのへ	46.8	65.9	1	楮紙(檀紙)	折紙	No.1～6袋一括、袋は反故紙(墨書「下田寛右衛門様御覽総類在中」)
2	延宝	9	1681	1	1	宗義真知行判物	義真(花押)	下田権左衛門とのへ	(本紙) 46.7 (札紙) 46.7	(本紙) 65.7 (札紙) 65.7	2	楮紙(檀紙)	折紙	包紙あり、包紙上書「延宝八庚申年十二月十三日義真様為部屋住科新知百石拜領之御判物」
3	延宝	8	1680	12	13	宗義真知行判物	義真(花押)	下田左内とのへ	46.7	66.0	1	楮紙(檀紙)	折紙	包紙あり、包紙上書「延宝九辛酉年五月廿六日義真様より御一字拜領御判物 樋口左左衛門事 下田左内」
4	延宝	9	1681	5	26	宗義真名字状	義真(花押)	下田左内とのへ	45.7	65.2	1	楮紙(檀紙)	折紙	
5	延宝	9	1681	8	1	宗義真知行判物	義真(花押)	下田藤右衛門とのへ	46.7	66.0	1	楮紙(檀紙)	折紙	
6	貞享	2	1685	5	15	宗義真知行判物	義真(花押)	下田又兵衛とのへ	(本紙) 46.8 (札紙) 46.8	(本紙) 66.0 (札紙) 66.0	2	楮紙(檀紙)	折紙	
7	元禄	15	1702	11	9	宗義方知行判物	義方(花押)	下田大蔵とのへ	48.8	66.0	1	楮紙(檀紙)	折紙	No.7～17袋一括、袋は反故紙(墨書「御判物 尾崎延太郎」)
8	享保	4	1719	5	1	宗方誠知行判物	方誠(花押)	下田大蔵とのへ	52.7	66.1	1	楮紙(檀紙)	折紙	
9	享保	18	1733	9	15	宗義如知行判物	義如(花押)	下田権左衛門とのへ	53.0	66.9	1	楮紙(檀紙)	折紙	
10	宝暦	2	1752	11	15	宗義蕃知行判物	義蕃(花押)	下田官吾とのへ	48.3	64.4	1	楮紙(檀紙)	折紙	貼紙上書「下田官吾」
11	宝暦	12	1762	9	11	宗義暢知行判物	義暢(花押)	下田六左衛門とのへ	53.9	68.2	1	楮紙(檀紙)	折紙	貼紙上書「下田六左衛門」
12	安永	7	1778	7	9	宗義功知行判物	義功(花押)	下田六左衛門とのへ	53.7	67.7	1	楮紙(檀紙)	折紙	貼紙上書「下田六左衛門」
13	文化	14	1817	7	18	宗義質知行判物	義質(花押)	下田三郎兵衛とのへ	54.1	67.3	1	楮紙(檀紙)	折紙	貼紙上書「下田三郎兵衛」
14	天保	11	1840	4	8	宗義章知行判物	義章(花押)	下田泰次郎とのへ	52.3	67.0	1	楮紙(檀紙)	折紙	貼紙上書「下田泰次郎」
15	天保	14	1843	2	15	宗義和知行判物	義和(花押)	下田泰次郎とのへ	52.2	66.9	1	楮紙(檀紙)	折紙	貼紙上書「下田泰次郎」
16	文久	3	1863	9	15	宗義達知行判物	義達(花押)	下田寛右衛門とのへ	51.8	65.3	1	楮紙(檀紙)	折紙	貼紙上書「下田寛右衛門」
17	明治	21	1888	2	26	宗義和名字状	義和(花押)	下田淳太郎とのへ	(本紙) 45.9 (札紙) 45.4	(本紙) 58.1 (札紙) 58.2	2	楮紙(檀紙)	折紙	貼紙上書「下田淳太郎」
なし (付1)	慶長	4	1599	7	18	宗義智仮名実名宛行状	義智(花押)		32.1	33.3	1	楮紙	折紙	宛所裁断
なし (付2)				7	22	宗義成書状	義成(花押)	樋口又右衛門とのへ	36.1	54.2	1	楮紙	折紙	

既存 番号	年号	年	西曆	月	日	文書名	差出	宛所	法量(縦)	法量(横)	紙数	紙質	形態	備考
なし (付3)	天和	3	1683	11	15	対馬藩家老連署書状	平田隼人真幸(花押)・杉村伊織真頼(花押)・大浦忠左衛門成勝(花押)・樋口探左衛門成忠(花押)・多田与左衛門真重(花押)・平田直右衛門真賢(花押)	下田権左衛門殿	40.0	52.7	1	楮紙	折紙	封紙あり, 封紙上書「下田権左衛門殿 平田隼人杉村伊織 大浦忠左衛門 樋口探左衛門 多田与左衛門 平田直右衛門」
なし (付4)	[明治]	[21]	[1888]	[2]	[26]	宗義和名字書出	—	下田淳太郎殿	18.5	20.0	1	楮紙	切紙	封筒上書「義和公御筆」